

サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者'更新研修'について

(参考資料)

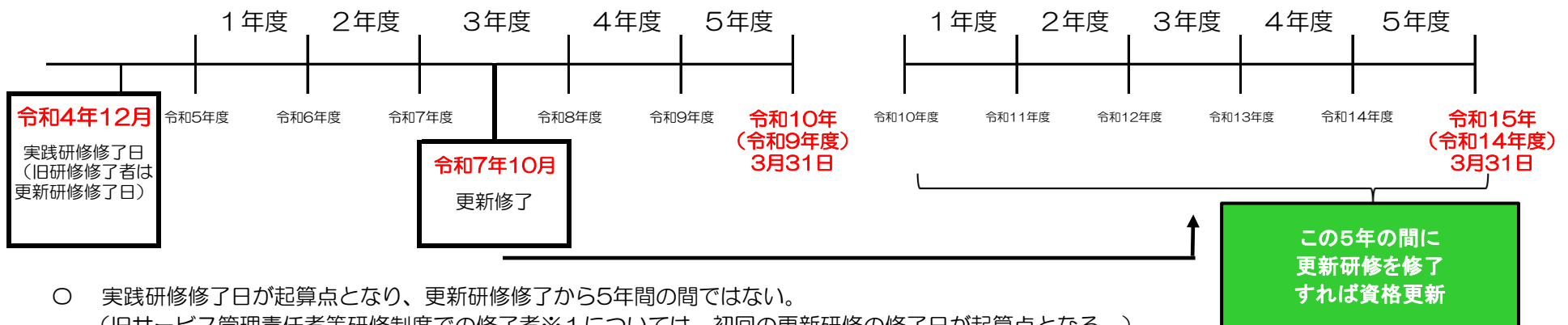
サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者は、実践研修（旧サービス管理責任者等研修制度での修了者※1については初回の更新研修）を修了した年度の翌年度を初年度として、**5年度ごとの年度末までに更新研修を修了**する必要があります。

よって、令和4年度に更新研修を修了した者については、令和9年度末までに更新研修を修了しないと**実践研修からの受講となります**ので御注意ください。

① 旧研修制度修了者の更新について ※1（サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者の研修要件を、平成31年3月31日までに満たしている場合。）

令和6年3月31日までに更新研修（6時間）を受講する必要があります。
（更新研修を修了できなかった場合は実践研修（14.5時間）からの受講となります。）

② 2回目以降の更新について（5年以内の更新の考え方）



○ 実践研修修了日が起算点となり、更新研修修了から5年間の間ではない。
（旧サービス管理責任者等研修制度での修了者※1については、初回の更新研修の修了日が起算点となる。）

※1：旧サービス管理責任者等研修制度での修了者とは、平成31年3月31日までに、相談支援従事者初任者研修初任者研修 講義2日間部分と、サービス管理責任者等研修（身体、知的・精神、介護、就労、児童 のいずれか）を修了している方を指します。
（平成31年4月1日以降に相談支援従事者 初任者研修講義部分を受講されている方は含まれません。）